

大統領令

法律の施行に関する 2004 年 12 月 14 日第 23/2004/L-CTN 号命令

ベトナム社会主義共和国大統領

1992 年ベトナム社会主義共和国憲法第 103 条及び第 106 条（2001 年 12 月 25 日第 10 期第 10 回国会決議第 51/2001/QH10 号により修正及び追加），国会組織法第 91 条及び法律文書の公布に関する法律第 50 条に基づき，競争法をここに公布する。

この法律は，2004 年 12 月 3 日，第 11 期第 6 回ベトナム社会主義共和国国会で可決された。

ベトナム社会主義共和国大統領

チャン・ドゥック・ルオン

競争法 (第 27/2004/QH11 号)

※ この条文テキストは、日本の公正取引委員会の協力によるものです。

1992 年ベトナム社会主義共和国憲法（2001 年 12 月 25 日，第 10 期第 10 回国会決議第 51/2001/QH10 号により修正及び追加）に基づき，この法律は，競争について定める。

第 1 章 総則

第 1 条 規制の範囲

この法律は，競争制限行為，不公正な競争行為，競争法違反事件を処理するための決定及び手続，並びに競争法令の違反の審査に係る措置について定める。

第 2 条 適用の対象

この法律は，次に掲げる者に適用される。

1. 企業及び個人（以下、「事業者」という）。事業者には，製品の生産及び供給を行う事業者，公共サービスを提供する事業者，国家独占部門及び国家独占分野において事業を行う事業者，並びにベトナムにおいて事業を行う外国事業者が含まれる。

2. ベトナムにおいて事業を行う専門職組合

第 3 条 定義

この法律において，次の各項に掲げる用語の定義は，それぞれ当該各項に定めるところによる。

1. 「関連市場」とは，関連製品市場及び地理的関連市場をいう。

「関連製品市場」とは，物品又はサービスについて，その特性，利用目的及び価格に関して代替可能な物品又はサービスの市場をいう。

「地理的関連市場」とは，特定の地域であって，当該特定の地域にお

いて類似の競争条件下で代替可能な物品又はサービスが存在し，かつ，近隣地域と実質的に異なっている市場をいう。

2. 「専門職組合」には，製品組合及び商業組合が含まれる。

3. 「競争制限的行為」とは，事業者によって行われる市場における競争を減少，歪曲及び阻害する行為をいう（競争制限的協定，市場支配的地位の濫用，独占的地位の濫用及び経済集中を含む）。

4. 「不公正な競争行為」とは，事業者が事業の実施過程で行う競争行為のうち，商業倫理の共通基準に反し，国益，及び他の事業者又は消費者の法令上の権利及び利益に，害を与える，又は与えるおそれのあるものをいう。

5. 「特定の種類の物品又はサービスにおける事業者の市場占有率」とは，月間，四半期間又は年間における，関連市場で取引される特定の種類の物品若しくはサービスの全事業者の総売上額のうち当該事業者の売上額の占める比率，又は関連市場で取引される特定の種類の物品若しくはサービスの全事業者の総購入額のうち当該事業者の購入額の占める比率をいう。

6. 「合計市場占有率」とは，競争制限的協定を締結し又は経済集中に参加する事業者の，関連市場におけるそれぞれの市場占有率を合計した比率をいう。

7. 「物品又はサービスの生産総費用」とは，次に掲げるものをいう。

- a. 製品又はサービスの生産費用、及び物品の購入費用
- b. 物品又はサービスを消費者へ届けるまでの流通費用

8. 「違反事件」とは、この法律の規定に違反する兆候を示す事件であつて、法令の定めるところに従つて管轄当局の審査及び措置の対象となるものをいう。

9. 「審査手続」とは、違反事件を処理及び審査するために、この法律に規定された諸手続に従つて当局、各種団体及び個人が行う活動をいう。

10. 「商業上の秘密」とは、次の各号に掲げるすべての要件に該当する情報をいう。

- a. 公然と知られていない情報
- b. 事業に利用可能であり、かつて利用された実績があり、当該情報の保有者が、これを保有又は利用しない者よりも有利な立場に立つことになる情報
- c. 当該情報の保有者により、開示及び入手を阻止するために必要な手段を講じられ、秘密性が保たれている情報

11. 「連鎖的販売」とは、次の各号の要件に該当する小売商品の販売方法をいう。

- a. 連鎖的物品販売の加入者が重層的かつ多数の販売網を通じて小売商品の販売を行うこと。
- b. 連鎖的販売の加入者が、消費者の自宅若しくは勤務先、又は事業者若しくは加入者の通常の小売販売場所以外の場所において、消費者に対して商品を直接販売すること。
- c. 連鎖的販売の加入者が、加入者が組織し、かつ、連鎖的販売事業者の承認した販売網の枠内で、加入者及び当該加入者よりも下位の連鎖的販売の加入者の売上から、報酬、ボーナスその他経済的利益を受け取るものであること。

第4条 事業競争を行う権利

1. 事業者は、法律の枠組みの範囲内で、競争する自由を享受する。国は、事業競争を行う権利を法的に保護しなければならない。

2. 競争は、誠実の原則に基づき、国益、公共の利益、事業者又は消費者の法律上の権利及び利益を害することなく、この法律の規定を遵守して行われなければならない。

第5条 この法律、その他の関連法及び国際協定の適用

1. この法律と競争制限的行為又は不公正な競争行為について定める他の法令の規定の間に不一致があるときは、この法律の規定を適用する。

2. ベトナム社会主義共和国がこの法律と異なる規定を含む国際協定に調印し、又は加盟したときは、当該国際協定の規定を適用する。

第6条 政府当局に対する禁止行為

政府当局は、市場競争を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

1. 事業者、各種団体又は個人に対し、政府当局が指定する事業者に物品を売買し、又はサービスを提供するよう強要すること。ただし、国家独占分野における物品及びサービス又は法律で定められた緊急時における物品及びサービスを除く。

2. 事業者を差別的に取り扱うこと。

3. 市場における競争から他の事業者を排除、制限又は阻害するため、互いに提携するよう専門職組合又は事業者に強要すること。

- 4. その他事業者の適法な事業活動を阻害する行為を行うこと。

第7条 競争に関する行政責任

- 1. 政府は、競争について、統一的な行政を実施する。
- 2. 商業省は、競争に係る行政の実施につき、政府に対して責任を負う。
- 3. 省及び省に準ずる政府機関並びに地方人民委員会及び省人民委員会は、競争に係る行政の実施につき、それぞれの職務権限の範囲内において、商業省と相互に協力しなければならない。

第2章 競争制限的行為の規制

第1節 競争制限的協定

第8条 競争制限的協定

競争制限的協定には、次の各項に掲げる協定が含まれる。

- 1. 直接的であるか間接的であるかを問わず、物品又はサービスの価格を拘束する協定
- 2. 販売経路、物品の原料供給又はサービスの供給を分配する協定
- 3. 物品又はサービスの生産量、購入量又は販売量を、制限又は調整する協定
- 4. 技術開発又は投資を制限する協定
- 5. 物品又はサービスについて売買契約を締結する際に、取引の相手方に条件を課す協定、又は売買契約に直接関係しない義務を取引の相手方に強要する協定
- 6. 他の事業者が市場へ新規参入し又は事業を拡大することを阻止、制限、又は妨害する協定
- 7. 協定に参加していない事業者を市場から排除する協定
- 8. 物品の供給又はサービスの提供に関する入札において、協定を締結した1又はすべての事業者に落札させることを黙認すること。

第9条 禁止される競争制限的協定

- 1. この法律の第8条第6項、第7項及び第8項に規定した競争制限的協定は、これを禁止する。
- 2. この法律の第8条第1項、第2項、第3項、第4項及び第5項に規定した競争制限的協定は、協定を締結した事業者の関連市場における合計市場占有率が30パーセント以上になる場合、これを禁止する。

第10条 競争制限的協定禁止の適用除外

- 1. この法律の第9条第2項に規定した競争制限的協定については、それが費用を減少させることによる一般消費者への裨益を目的とし、当該協定が次の各号に掲げる条件のいずれかに該当する場合には、一定の期間、適用除外とする。
 - a. 組織体制若しくはビジネスモデルを合理化し、又は事業効率の向上を図るもの
 - b. 技術の進歩を促進し、物品及びサービスの質を向上させるもの
 - c. 異なる種類の製品に対して品質基準及び技術標準の統一的適用を促進するもの

- d. 価格及び価格要素に関係しない事業内容、物品の納期及び支払条件の調和をはかるもの
- e. 中小事業者の競争力を強化するもの
- f. 国際市場におけるベトナムの事業者の競争力を強化するもの

2. 適用除外の許可及び条件に係る決定又は手続については、本章第4節の規定に従う。

第2節 市場支配的地位及び独占的地位の濫用

第11条 市場支配的地位を有する事業者及び事業者団体

1. 事業者が関連市場において30パーセント以上の市場占有率を有するとき、又は競争を実質的に制限することが可能な状態にあるとき、当該事業者は、当該関連市場において市場支配的地位を有するものとみなされる。

2. 事業者団体が競争制限的行為を行っている場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者団体は、当該市場において市場支配的地位を有するものとみなされる。

- a. 関連市場において2事業者の合計市場占有率が50パーセント以上であるとき。
- b. 関連市場において3事業者の合計市場占有率が65パーセント以上であるとき。
- c. 関連市場において4事業者の合計市場占有率が75パーセント以上であるとき。

第12条 独占的地位を有する事業者

関連市場において事業者が扱っている物品又はサービスにつき、競争相手となる他の事業者が存在しない場合、当該事業者は、独占的地位を有するものとみなされる。

第13条 市場支配的地位の濫用の禁止

市場支配的地位を有する事業者及び事業者団体は、次の各項に掲げる行為を行ってはならない。

- 1. 競争者を排除する目的で、総原価を下回る価格で物品を販売し、又はサービスを供給すること。
- 2. 顧客に不利益をもたらすような物品又はサービスについて、不当な販売価格若しくは購入価格を強制し、又は最低再販売価格を決定すること。
- 3. 顧客に損害をもたらすような、物品又はサービスの、生産若しくは流通の制限、市場の制限、又は技術開発を妨害すること。
- 4. 競争上の不平等をもたらすことを目的として、同種の取引において異なる取引条件を付与すること。
- 5. 物品又はサービスの購入又は販売契約を締結するに当たり、取引の相手方に条件を課すこと、又は当該契約事項に直接関係のない義務を取引の相手方に強要すること。
- 6. 新規競争者が市場へ参入することを阻止すること。

第14条 独占的地位の濫用の禁止

独占的地位を有する事業者は、次の行為を行ってはならない。

- 1. 第13条に規定された行為。
- 2. 顧客に不利益な条件を課すこと。
- 3. 独占的地位を濫用して、合理的な理由がないにもかかわらず、一

方的に契約を変更又は破棄すること。

第15条 公益に係る製品、サービスの生産、供給を行う事業者、及び国家独占分野における事業者に対する規制

1. 国は、国家独占分野における事業者に対し、次の各号に掲げる措置により規制を行う。

a. 国家独占分野における物品又はサービスの購入価格又は販売価格を決定

b. 国家独占分野における物品又はサービスの数量、供給量及び市場範囲を設定

2. 国は、公益に係る製品又はサービスの生産及び供給を行う事業者に対して、公示価格に基づいて物品を調達させ、数値目標の設定を行い、又は入札を実施する等の規制措置をとる。

3. 事業者が国家独占分野以外の事業分野で事業活動を行い、公益に係る製品、サービスを生産、供給する場合、当該事業者には、本条第1項及び第2項の規定を適用しない。ただし、この法律のその他の規定は適用される。

第3節 経済集中

第16条 経済集中

経済集中とは、事業者が行う次の各号に掲げるいずれかの行為をいう。

- 1. 吸収合併
- 2. 新設合併
- 3. 事業取得
- 4. 共同事業
- 5. 法で定めるその他の経済集中行為

第17条 吸収合併、新設合併、企業買収及び共同事業

1. 「吸収合併」とは、1又は複数の事業者がその財産、権利、義務及び法律上の利益のすべてを他の事業者に承継させることにより、吸収合併された事業者を消滅させることをいう。

2. 「新設合併」とは、2以上の事業者がその財産、権利、義務及び法律上の利益のすべてを新たに設立する会社に承継させることにより、当該事業者を消滅させることをいう。

3. 「事業取得」とは、1事業者が、他の事業者の財産の一部又はすべてを取得することにより、当該他の事業者の事業の一部又はすべてを経営又は支配することをいう。

4. 「共同事業」とは、2以上の事業者が共同して、その所有する財産、権利、義務及び法律上の利益の一部を出資して、新たに会社を設立することをいう。

第18条 経済集中の禁止

経済集中を行うことにより関連市場における合計市場占有率が50パーセントを超えるときは、当該経済集中を行うことを禁止する。ただし、第19条に定める場合、又は経済集中を行った後の会社が法の定める中小事業者に該当する場合には、本条は適用されない。

第19条 経済集中の禁止の適用除外

第18条により禁止された経済集中であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、その適用を除外する。

- 1. 経済集中を行う1又は複数の事業者が解散又は破産の危険に陥っているとき。

2. 経済集中を行うことにより、輸出の拡大又は社会経済の発展若しくは技術進歩への貢献という効果がもたらされるとき。

第20条 経済集中の届出

1. 経済集中に参加した事業者の関連市場における合計市場占有率が 30 パーセント以上 50 パーセント以下となる場合、経済集中を行う前に、当該経済集中に参加する事業者の法律上の代表者は、競争管理庁に届出をしなければならない。

経済集中後、経済集中に参加する事業者の関連市場における合計市場占有率が 30 パーセント未満となる場合、又は経済集中後、新たに設立される会社が法の定める中小事業者に該当する場合は、競争管理庁にその届出をする必要はない。

2. 経済集中に参加する事業者が第 19 条の適用除外申請の申立て資格を有する場合は、経済集中の届出に代わり、本章第 4 節に定める規定に基づき適用除外申請書類を提出しなければならない。

第21条 経済集中に係る届出書類

1. 経済集中の届出は、次の各号に掲げる書類により行う。

- a. 競争管理庁の届出様式に従って作成された経済集中の届出書
- b. 経済集中に参加する事業者すべての事業登録証明書の真正な写し
- c. 経済集中に参加する各事業者の直近の連続した 2 年間の財務諸表（法の定めるところに従って設立された監査法人の監査証明書を添付すること）
- d. 経済集中に参加する各事業者の事業部門一覧表
- e. 経済集中に参加する各事業者及び当該事業者の事業部門が取り扱う物品又はサービスの種類の一覧表
- f. 経済集中に参加する各事業者の関連市場における市場占有率に関する直近 2 年間の報告書

2. 経済集中の届出書類を提出する事業者は、届出書類が真正であることについて、責任を負う。

第22条 経済集中に係る届出書類の受理

競争管理庁は、経済集中に係る届出書類の受領後 7 営業日以内に、届出書類が有効になされ、かつ、不備のない旨を届出書類を提出した事業者に書面で通知しなければならず、届出書類に不備がある場合には、競争管理庁は、補足すべき箇所を明確に指摘してこれを通知しなければならない。

第23条 経済集中の届出に対する回答期限

1. 競争管理庁は、経済集中に係る不備のない届出書類を受領した後 45 日以内に、届出書類を提出した事業者に書面で回答を行わなければならない。競争管理庁は、この書面回答において、当該経済集中が次の各号のいずれに該当するかを確定しなければならない。

- a. 経済集中が、禁止事由に該当しないこと。
 - b. 経済集中が、第 18 条の禁止事由に該当すること。この場合には、書面に禁止の理由を明確に記載しなければならない。
2. 決定を行う際に多数の複雑な状況を勘案しなければならないときは、競争管理庁長官は、本条第 1 項に規定した回答期限を 2 回まで、それぞれ最長 30 日間延長することができる。回答期限の延長を行う場合は、回答期限の満了する 3 営業日前までに、延長理由を明確に記載した回答延長の通知を届出書類を提出した事業者に対して書面により行うものとする。

第24条 経済集中の実施

第 20 条第 1 項の届出を行った経済集中に参加する事業者の法律上の代表者は、当該経済集中がいかなる禁止事由にも該当しない旨を競争管理庁が書面で回答した場合にのみ、法令の定めに従って、政府当局において経済集中の実施手続をとることができる。

第4節 適用除外の手続

第25条 適用除外の決定権限

- 1. 第 10 条及び第 19 条第 1 項の適用除外については、商業大臣が検討を行い、書面によりこれを決定する。
- 2. 第 19 条第 2 項に規定する適用除外事由については、首相が書面によりこれを決定する。

第26条 適用除外申請書類の提出者

適用除外申請書類を提出する者は、競争制限的協定又は経済集中の参加当事者である者とする。

第27条 競争制限的協定又は経済集中の参加当事者の法律上の代表者

1. 競争的制限協定又は経済集中の参加当事者は、適用除外申請手続を行う代表者を指名することができる。代表者の指名は、書面によって行われるものとし、かつ、関係当事者により当該指名の証明が行われなければならない。

2. 代表者の権利及び義務は、関係当事者がこれを決定する。

3. 関係当事者は、権限の範囲内で行われた代表者の行為について、責任を負う。

第28条 競争制限的協定に関する適用除外申請書類

1. 競争制限的協定の適用除外の申請は、次に掲げる書類をもって行う。

- a. 競争管理庁の申請様式に従って作成された適用除外申請書
- b. 競争制限的協定に参加する各事業者の事業登録証明書の真正な写し、及び事業者団体が競争制限的協定を締結する場合には、当該事業者団体の定款
- c. 競争制限的協定に参加する各事業者の直近の連続した 2 年間の財務諸表（法の定めるところに従って設立された監査法人の証明書を添付すること）
- d. 競争制限的協定に参加する各事業者の関連市場における市場占有率に関する直近の連続した 2 年間の報告書
- e. 第 10 条の適用除外の適用資格があることを十分に証明する報告書
- f. 競争制限的協定の参加当事者により作成された代表者に対する授權書

2. 申請書類の提出者及び競争制限的協定の参加当事者は、申請書類が真正であることにつき、責任を負う。

第29条 経済集中の適用除外申請書類

1. 経済集中の適用除外の申請は、次に掲げる書類により行う。

- a. 競争管理庁の申請様式に従って作成された適用除外申請書
- b. 経済集中に参加する各事業者の事業登録証明書の真正な写し
- c. 経済集中に参加する各事業者の直近の連続した 2 年間の財務諸表（法の定めるところに従って設立された監査法人の監査証明書を添付すること）
- d. 経済集中に参加する各事業者の関連市場における市場占有率に関する直近の連続した 2 年間の報告書

する直近の連続した 2 年間の報告書

e. 第 19 条の適用除外規定の適用資格があることを十分に証明する報告書

f. 経済集中の参加当事者により作成された代表者に対する授權書

2. 申請書類の提出者及び経済集中の参加当事者は、申請書類が真正であることにつき、責任を負う。

第 30 条 適用除外申請書類の受理

1. 競争管理庁は、適用除外申請書類を受理する責任を負うものとし、また、適用除外の決定を行う商業大臣又は首相に対して競争管理庁の意見を提出する。

2. 競争管理庁は、適用除外申請書類を受領した後 7 営業日以内に、当該申請書類を提出した事業者に対して当該申請書類に不備のない旨を書面により通知しなければならない。申請書類に不備があるときは、競争管理庁は、補足すべき箇所を明確に指摘してこれを通知しなければならない。

3. 申請書類の提出者は、法の定めるところに従って、適用除外申請書類に係る申請手数料を支払わなければならない。

第 31 条 適用除外申請書類の補足についての要求

競争管理庁は適用除外申請書類の提出者に対し、競争制限的協定又は経済集中を行う目的に関連して必要な書類及び情報の追加提供、及び不明瞭な事項がある場合には補足説明を要求することができる。

第 32 条 関連当事者による情報提供

1. 競争管理庁は、関連企業及び個人に対し、競争管理庁が審査を行っている競争制限的協定又は経済集中に係る情報の提供を要求することができる。

2. 競争管理庁から情報の提供を要求された関連企業及び個人は、要求を受けた後 15 日以内に、書面により回答を行わなければならない。

第 33 条 適用除外申請の撤回

1. 適用除外申請書類を提出した者が、当該適用除外申請の撤回を希望する場合は、競争管理庁に対して書面により撤回の届出を行わなければならない。

2. 本条第 1 項の場合、競争管理庁は、適用除外申請に係る手数料を返還しない。

第 34 条 回答期限

1. 不備のない適用除外申請書類を受領した後 60 日以内に、商業大臣は次の各号のいずれかに該当する決定を行う。

- a. 当事者の適用除外申請を許可する決定
- b. 当事者の適用除外申請を却下する決定

2. 決定を行う際に多数の複雑な状況を勘案しなければならないときは、商業大臣は、本条第 1 項に規定した回答期限を 2 回まで、それぞれ最長 30 日間延長することができる。

3. 首相の権限に基づいて経済集中に係る適用除外の決定がなされるときは、許可又は不許可の決定の発出期限は、不備のない適用除外申請書類を受領した後 90 日とする。この場合において、決定を行う際に多数の複雑な状況を勘案しなければならないときは、当該決定の発出期限は、180 日とする。

4. 決定の発出期限が延長された場合、競争管理庁は、回答期限の満

了する 3 営業日前までに、申請書類提出者に対して書面により延長理由を明確に記載した回答延長に係る通知を行うものとする。

第 35 条 適用除外の許可の決定

1. 適用除外を許可する決定は、次の主要事項を記載して行わなければならない。

- a. 経済集中の実施許可を受ける当事者の商号及び所在地
- b. 経済集中の実施に係る詳細
- c. 適用除外の適用期限、並びに当事者に課せられる条件及び義務

2. 競争管理庁は、政府の諸規則に従って、適用除外の許可の決定を公告する。

第 36 条 適用除外の許可に基づく競争制限的協定又は経済集中の実施

1. 適用除外の申請を行った競争制限的協定の当事者は、商業大臣が適用除外につき許可の決定をした場合においてのみ、当該競争制限的協定を実施することができる。

2. 経済集中に関する適用除外に関して、その申請資格を有する経済集中に参加する事業者の法律上の代表者は、首相又は商業大臣が適用除外の許可を発出した場合においてのみ、企業法の定めに従って、関係政府当局において経済集中の実施手続をとることができる。

第 37 条 適用除外の許可の取消し

1. 適用除外の許可決定を行う管轄当局は、適用除外の決定を取り消すことができる。

2. 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、適用除外の許可を取消すものとする。

- a. 適用除外の申請に関して不正行為が認められたとき。
- b. 適用除外の許可決定で定められた適用除外の期間中に、当該適用除外を受けている事業者が決定において付された条件及び義務を遵守しなかったとき。
- c. 適用除外の許可事由に該当する条件が存在しなくなったとき。

第 38 条 適用除外の許可決定に関する不服申立て

適用除外の許可若しくは不許可の決定、又は適用除外の許可決定の取消しの決定に関して不服のある事業者は、不服及び破棄に関する法律の定めるところに従って、不服申立てをすることができる。

第 3 章

不公正な競争行為

第 39 条 不公正な競争行為

この法律において、不公平な競争行為とは、次の各項に掲げる行為をいう。

- 1. 虚偽表示
- 2. 商業上の秘密の侵害
- 3. 事業を制限する行為
- 4. 他の事業者の信用を毀損する行為
- 5. 他の事業者の事業活動を妨害する行為
- 6. 不公正な競争を目的とする広告活動
- 7. 不公正な競争を目的とする販売促進活動
- 8. 事業者組合による差別的行為
- 9. 違法な多層式販売行為
- 10. この法律第 3 条第 4 項及び政府の定める基準により不公平な競争行為と認められるその他の行為

第40条 虚偽表示

1. 事業者は、商標、ビジネス標語、ビジネス・ロゴ、包装、地理的表示その他政府が定めるものについて、競争目的で、物品又はサービスにおいて消費者を誤認させる、又は混同を生じさせるような情報を含む表示を使用してはならない。

2. 本条第1項に規定された誤認を生じる情報を使用して、物品又はサービスに係る取引を行うことは、これを禁止する。

第41条 商業上の秘密の侵害

事業者は、次の各項に掲げる行為を行ってはならない。

1. 商業上の秘密の法律上の保有者が秘密を守るために講じる手段を妨害して、商業上の秘密に該当する情報を入手、及び収集すること。

2. 商業上の秘密の保有者の承諾を得ることなく、当該商業上の秘密を開示、又は使用すること。

3. 商業上の秘密の保有者の秘密情報を入手、収集、若しくは開示する目的で、秘密を保持する契約に違反し、又は同様の目的で、秘密保持義務を負う者を騙し、若しくはその者の信用を利用すること。

4. 取引関連法令に基づいて手続を実施する者若しくは製品流通のために手続を実施する者の有する商業上の秘密に該当する情報を入手、若しくは収集し、又は政府当局による適用措置を妨害して特定の者の有する商業上の秘密に該当する情報を入手、若しくは収集すること。特定の者の有する商業上の秘密に該当する情報を、事業を行うために、若しくは事業若しくは製品流通に係るライセンスを申請するために使用すること。

第42条 事業制限行為

事業者は、他の事業者の顧客又は取引の相手方に対し、当該他の事業者と取引を行わないこと、又は取引を中止することを脅迫又は強要してはならない。

第43条 他の事業者の信用を毀損する行為

事業者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、他の事業者の評判、財政状態及び事業活動に悪影響を及ぼす虚偽の情報を流布することによって、他の事業者の信用を毀損してはならない。

第44条 他の事業者の事業活動を妨害する行為

事業者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、他の事業者の事業活動を妨害又は混乱させる行為を行うことによって、他の事業者の適法な事業活動を妨害してはならない。

第45条 不公正な競争を目的とする広告活動

事業者は、次の各項に掲げる広告活動を行ってはならない。

1. 自己の物品又はサービスと他の事業者の同種の物品又はサービスを、直接、比較すること。

2. 消費者を誤認させる目的で、他の広告製品を模倣すること。

3. 次の各号のいずれかについて、消費者に虚偽又は誤認させる情報を表示すること。

a. 価格、数量、品質、用途、意匠、種類、包装、製造年月日、使用期間、原産地、製造者、製造地、加工業者、加工地

b. 使用方法、サービスの形態、保証期間

c. その他消費者に虚偽又は誤認させる情報を生じせるもの

4. 法によって禁止されるその他の広告活動を行うこと。

第46条 不公正な競争を目的とする販売促進活動

事業者は、次の各項に該当する販売促進活動を行ってはならない。

1. 虚偽の懸賞を用いて販売促進活動を行うこと。

2. 物品又はサービスについて消費者を騙す目的で不誠実又は混同を生じさせるような販売促進活動を行うこと。

3. 同一の販売促進計画に基づいて、異なる販売場所で類似の消費者を差別すること。

4. 消費者に無料で試供品を提供して、他の事業者が製造し、かつ消費者が現に使用している類似の物品に代えて、自己の製品を使用するよう消費者に要求すること。

5. 法で禁止されるその他の販売促進活動を行うこと。

第47条 事業者組合による差別的行為

事業者組合は、次の各項に掲げる行為を行ってはならない。

1. 事業者組合への加入資格を有する事業者の加入を拒絶し、又は事業者組合から脱退しようとする加入事業者に対して競争上不利な条件を課す等の差別的な方法を用いることによって、当該事業者が事業者組合から脱退する許可を与えないこと。

2. 構成事業者に対し、事業活動その他の関連事業活動について不合理な制限を課すこと。

第48条 違法な多層式販売行為

事業者は、多層式販売網への加入者を募集する際に、違法な利益を得得する目的で、次の各項に掲げる行為を行ってはならない。

1. 多層式販売網への加入権を取得する条件として、加入希望者に対し、預託金の支払い、一定量の初回商品の購入又は一定金額の支払いを要求すること。

2. 加入者に再販売を行うために設定された商品価格の90パーセント以上の価格で、商品の買戻しを行うことを確約しないこと。

3. その大部分が多層式販売網への加入勧誘行為による取得金で構成されるような、報酬、ボーナスその他の経済的利益を加入者に供与すること。

4. 多層式販売網へ加入することにより生じる利益について虚偽の情報を提供し、又は加入者を勧誘するために、商品の性質及び有用性について虚偽の情報を提供すること。

第4章

競争管理庁及び競争評議会

第1節 競争管理庁

第49条 競争管理庁

1. 政府は、競争管理庁を設置し、競争管理庁の組織及び機関について、これを定める。

2. 競争管理庁は、次の各号に掲げる職務権限を有するものとする。

a. この法律の定めるところに従って、経済集中の過程を監督すること。

- b. 適用除外に関する申請書類を受理し、適用除外の決定に関する意見を商業大臣又は首相に提出すること。
- c. 競争制限的行為及び不公正な競争行為に係る違反事件を審査すること。
- d. 不公正な競争行為を審査し、その措置を決定すること。
- e. 法に基づくその他の行為を行うこと。

第50条 競争管理庁長官

- 1. 競争管理庁長官は、商業大臣の指名に基づき、首相がこれを任免する。
- 2. 競争管理庁長官は、第49条第2項に規定した職務権限を執行するため、競争管理庁を組織し、これを指揮しなければならない。

第51条 審査官の資格

- 1. 審査官（以下、「審査官」という）は、競争管理庁長官の指名に基づき、商業大臣がこれを任命する。
- 2. 審査官は、競争管理庁長官の指揮に基づき、個別の違反事件を審査する。

第52条 審査官の資格

- 審査官には、次の各項に掲げるすべての条件を満たす者を任命する。
- 1. 十分な職業倫理を有し、誠実で、公正中立な者であること。
 - 2. 法学、経済学又は財政学の学士の学位を有する者であること。
 - 3. 本条第2項に規定した分野のいずれかにおいて、5年以上の実務経験を有する者であること。
 - 4. 審査技術に関する専門技術訓練を受けていること。

第2節 競争評議会

第53条 競争評議会

- 1. 競争評議会は、政府がこれを設置する。
競争評議会は、11人から15人までの委員でこれを構成する。競争評議会の委員は、商業大臣の指名に基づき、首相がこれを任免する。
- 2. 競争評議会は、この法律の定めに基づいて、競争制限的行為に係る違反事件に関する訴えを審査し、その措置を決定する。

第54条 競争評議会委員長

- 1. 競争評議会委員長は、競争評議会の委員の中から商業大臣が指名し、首相がこれを任免する。
- 2. 競争評議会委員長は、競争評議会の組織運営に関する事項を定めなければならない。
- 3. 競争評議会委員長は、個別の違反事件を処理するため、事件処理委員会を設置する。事件処理委員会は、5人以上の委員から構成されるものとし、そのうち1人を選任して、事件処理委員会の審判長とする。

第55条 競争評議会の委員の資格

- 1. 競争評議会の委員には、次の各号に掲げるすべての条件を満たす者を任命する。
 - a. 十分な職業倫理を有し、誠実で、公正中立な人物であり、かつ、社会主義的法律の擁護意識を有している者であること。
 - b. 法学、経済学又は財政学の学士の学位を有する者であること。
 - c. 本条第1項第b号に規定した分野のいずれかにおいて、9年以上の実務経験を有する者であること。

- d. 職務を遂行する能力を有していること。

- 2. 競争評議会の委員の任期は、5年とし、再任することができる。

第5章 審査及び違反事件の処理

第1節 総則

第56条 審査手続の原則

- 1. 競争制限的行為に係る違反事件の審査は、この法律に従って行う。
- 2. 不公正な競争行為に係る違反事件の審査は、この法律及び行政違反処理に係る法令に従って行う。
- 3. 審査手続を実施するに当たり、審査官、競争管理庁長官及び競争評議会の委員は、それぞれの職務権限の範囲内で、事業者の商業上の秘密を守り、かつ、関係機関及び関係者の正当な権利及び利益を尊重しなければならない。

第57条 審査手続において使用される言語及び文書

審査手続における使用言語及び文書は、ベトナム語とする。審査手続に参加する者は、母国語で審査手続に参加し、母国語で作成された文書を使用することができる。ただし、この場合は、通訳を付さなければならない。

第58条 審査手続についての申告

- 1. この法律の規定に違反する行為によって自己の正当な権利及び利益が侵害されていると思料する企業及び個人（以下、「申告人」という）は、競争管理庁にその旨を申告することができる。
- 2. 審査手続に係る申告を行う権利は、競争法令に違反する行為が行われた日から2年間これを行使しないときは、時効によって消滅する。
- 3. 審査手続に係る申告は、次の各号に掲げる書類をもって行うものとする。
 - a. 競争管理庁の申告様式に従って作成された違反事件申告書
 - b. 違反行為に係る証拠
- 4. 申告人は、競争管理庁に提出する証拠が真正であることにつき、責任を負う。

第59条 審査手続の受理

- 1. 競争管理庁は、違反事件申告書を受理しなければならない。
- 2. 競争管理庁は、違反事件申告書を受領した後7営業日以内に、当該申告を行った申告人に対して当該申告書を受理した旨を書面により通知しなければならない。
- 3. 申告人は、法律の定めるところに従って、事前に、違反事件審査に係る費用を支払わなければならない。

第60条 証拠

- 1. 証拠とは、この法律の規定に違反する行為の存否を決定するための根拠として審査官及び事件処理委員会により用いられる事実をいう。
- 2. 次の各号に掲げるものをもって、証拠とする。
 - a. 違反行為に使用された物、及びこの法律に違反することを証明する金銭その他の物
 - b. 証人による宣誓証言、並びに関係機関及び関係者の陳述
 - c. 管轄当局又は管轄機関によって法的に公証、認証、提出及び証明

された文書の原本、又は原本の写し及び原本の翻訳

d. 専門家の出した結論

第 61 条 緊急差止措置の適用

1. 競争管理庁長官及び競争評議会委員長は、第 76 条第 6 項及び第 79 条第 4 項に基づいて、行政違反処理に係る法令に規定された緊急差止措置を適用することができる。

競争管理庁長官及び競争評議会委員長が適用する緊急差止措置については、政府がこれを定めることとする。

2. 次の各号に掲げる者は、緊急差止措置の適用を申立てができる。

a. 申告人は、競争管理庁長官及び競争評議会委員長に対して緊急差止措置の適用を申立てることができる。

b. 審査官は、競争管理庁長官に対して緊急差止措置の適用を勧告することができる。

c. 審判長は、競争評議会委員長に緊急差止措置の適用を勧告することができる。

3. 申告人の申立てにより緊急差止措置が適用されるときは、当該申告人は、政府の定める規則に従って保証金を支払わなければならない。

申告人の申立てた緊急差止措置が不当なものであったため審査対象者に損害が発生したときは、当該申告人は、審査対象者に生じた損害を賠償しなければならない。損害賠償額は、申告人及び審査対象者の合意するところに従って決定されるものとする。申告人及び審査対象者間において損害賠償額についての合意が成立しなかったときは、当該申告人又は当該審査対象者は、民事法令の定めるところに従って、損害賠償請求訴訟を裁判所に提起することができる。

4. 審査官又は審判長の勧告した緊急差止措置の内容に不備があるにもかかわらず緊急差止措置が適用されたため、審査対象者に損害が発生したときは、競争管理庁又は競争評議会は、当該審査対象者に生じた損害を賠償しなければならない。損害賠償額は、審査対象者及び競争管理庁、又は審査対象者及び競争評議会の合意するところに従って決定されるものとする。損害賠償額についての合意が成立しなかったときは、審査対象者は、民事法令の定めるところに従って、損害賠償請求訴訟を提起することができる。損害賠償金の支払いを行わなければならぬときは、競争管理庁又は競争評議会は、緊急差止措置を勧告した者及び関係者全員に対する懲戒処分を決定し、かつ、これらの者に、審査対象者に対して支払う損害賠償金を補償させるものとする。

5. 緊急差止措置が適用される者は、不服及び破棄に関する法律の定めに従って、緊急差止措置の決定に対する不服申立てをすることができる。

第 62 条 違反事件の審査に係る費用

審査費用は、違反事件の審査手続に使用されるものとする。政府は、審査費用等に関する法令に従って、金額、徴収、支払い、管理及び使用方法について定めるものとする。

第 63 条 審査費用の支払い責任

1. この法律に違反していることが確定した者が、審査に係る費用を負担する。

2. 審査対象者がこの法律に違反していなかった場合、申告人が審査に係る費用を負担する。

3. 第 65 条第 2 項に基づいて審査が行われた違反事件において、審査対象者がこの法律に違反していなかった場合は、競争管理庁が、審査に係る費用を負担する。

第 2 節 違反事件手続の参加人

第 64 条 違反事件手続の参加人

審査手続の参加人は、次の各項に掲げる者とする。

1. 申告人
2. 審査対象者
3. 弁護人
4. 証人
5. 専門家
6. 通訳人
7. 利害関係者

第 65 条 違反事件における審査対象者

違反事件において審査を受ける者（以下、「審査対象者」という）とは、次の各項に掲げる違反事件において、競争管理庁の決定により審査の対象とされた企業又は個人をいう。

1. 第 58 条の規定に基づく申告の対象となった者

2. 競争法令に違反する兆候のある行為に関与した、又は関与しているとして、当該行為が行われた日から 2 年以内に、競争管理庁によって探知された者。

第 66 条 関係当事者の権利及び義務

1. 審査対象者は、次の各号に掲げる権利を有するものとする。

- a. 文書その他証拠を提出し、申告人又は競争管理庁によって作成された文書その他証拠等を閲覧すること。
- b. 審判に参加すること。
- c. 審査官又は事件処理委員会の委員が第 83 条に掲げる事由のいずれかに該当する場合、当該審査官又は事件処理委員会の当該委員の忌避の申立てをすること。
- d. 審査手続において弁護人の参加を許可すること。
- e. 証人の喚問を要請すること。
- f. 競争管理庁に対し、専門家から意見聴取を行うよう要求すること。
- g. この法律に基づいて、違反審査の担当官及び審査手続参加人の変更を要求すること。

2. 申告人は、次の各号に掲げる権利を有するものとする。

a. 本条第 1 項に掲げる権利。

b. 違反事件に係る緊急差止措置の適用を競争管理庁長官又は競争評議会委員長に要求すること。

3. 審査対象者及び申告人は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

a. 請求事項又は要求事項に関して十分、真正及び正確な証拠を適宜提出すること。

b. 競争管理庁又は事件処理委員会からの召喚に応じて出頭すること。召喚がなされたにもかかわらず、審査対象者及び申告人が正当な理由なく出頭しなかったときは、事件処理委員会は、入手可能な情報に基づいて違反事件の審査を行わなければならない。

c. 競争管理庁及び事件処理委員会の決定を遵守すること。

第 67 条 申告人又は審査対象者の弁護人

1. 弁護士法令に定められた訴訟手続への参加資格を有し、かつ、申告人又は審査対象者から授権された弁護人は、その代理する当事者の正当な権利及び利益を保護するため、審査手続に参加することができる。

2. 審査手続に参加する弁護人は、次の各号に掲げる権利を有し、義務を負うものとする。

- a. 審査手続のすべての段階に参加すること。
- b. その代理する当事者の正当な権利及び利益を保護するため、証拠の検証及び収集を行い、並びに証拠を提出すること。
- c. その代理する当事者の正当な権利及び利益を保護するため、違反事件に係る書類として提出された文書の調査を行い、当該文書の必要な部分を謄写すること。
- d. その代理する当事者に代わった、この法律に基づいて、違反審査の担当官又は審査手続の参加人の変更を要求すること。
- e. その代理する当事者の正当な権利及び利益を保護するため、法的支援を行うこと。
- f. 真実及び法を尊重すること。他の人物に真実に反する証言を行わせるため、又は真実に反する証拠を提出させるため、賄賂を供与し、強要し又は教唆する行為を行ってはならないこと。
- g. 事件処理委員会の召喚に応じて出頭すること。
- h. 審査手続に参加する過程で知るところとなった審査に係る秘密を開示しないこと。また、国の利益を侵害する目的で、又は関係機関及び関係当事者の法的権利及び利益を侵害する目的で、違反事件に係る書類に含まれる文書内容を謄写したものを使用しないこと。

第68条 証人

1. 違反事件に係る事情を知る者は、事件処理委員会から証人として審査手続に参加するよう召喚されたとき、又は関係当事者の要請により競争管理庁から出頭要請がなされたときは、審査手続に証人として参加することができる。市民権を喪失した者は、証人となることはできない。

2. 証人は、次の各号に掲げる権利を有し、義務を負うものとする。

- a. 保有するすべての文書、書類その他の証拠等を提出すること、及び承知しているすべての事情を、口頭又は書面で、競争管理庁又は事件処理委員会に証言すること。
- b. 審判に出席し、事件処理委員会で証言を行うこと。
- c. 競争管理庁又は事件処理委員会に召喚され、証言を行う場合には、勤務する国家機関、企業又は事業者から休暇をとることができること。
- d. 交通費その他費用の支払いを受けること。
- e. 証言が国家機密、職務上の秘密若しくは個人のプライバシーに関連するとき、又は証人が申告人若しくは審査対象者の親族である場合において、証言を行うことによって申告人若しくは審査対象者に重大かつ不利益な影響を与えるときは、証言を拒絶することができること。
- f. 承知している事情を誠実に報告すること。
- g. 虚偽の証言を行うことにより、申告人、審査対象者その他の人物に損害を与えた場合は、当該損害を賠償し、法に基づくその他の責任を負うこと。
- h. 公開の審判で証言を行わなければならないときは、事件処理委員会の召喚に応じて、審判に出頭すること。
- i. 証人としての権利及び義務を行使するため、競争管理庁又は事件処理委員会に宣誓すること。ただし、証人が未成年である場合は、この限りでない。

3. 証人が証言を拒否したとき、虚偽の証言をしたとき、不当な証拠物を提出したとき、又は事件処理委員会が召喚したにもかかわらず正当な理由なく出頭しないときは、当該証人は、法の定めるところに従い責任を負うものとする。ただし、本条第2項第e項にあたる場合は、この限りでない。

4. 証人は、法の定めるところにより、保護されるものとする。

第69条 専門家

1. 専門家とは、専門的判断を必要とする事項について専門的知識を有する者をいう。競争管理庁長官又は事件処理委員会は、関係当事者の要請を受け、法の定めるところに従って当該要請を受理する場合には、専門家を審査手続に参加させることができる。

- 2. 専門家は、次の各号に掲げる権利を有し、義務を負うものとする。
 - a. 専門的事項について違反事件に係る書類を閲覧すること、及び必要な資料を提供するよう専門的判断を要求した機関に要請すること。
 - b. 審査手続の参加人に対し、専門的判断の対象事項に係る質問を行うこと。
 - c. 専門的判断を要請した機関からの召喚に応じて出頭し、専門事項について回答し、及び誠実で、根拠のある、客観的な専門的判断を下すこと。
 - d. 専門的判断を要請された事項が自己の専門分野の範囲外であるとき、又は提供された文書が専門的判断を下すには十分なものではないとき、若しくは使用できないときは、専門的判断を要請した機関に対し、専門的判断を下すことが不可能である旨を書面で通知すること。
 - e. 受領した文書を保管し、また、専門的判断に基づいた結論を添附して、又は専門的判断が不可能である旨の通知書を添附して、専門的判断を要請した機関にこれを返還すること。
 - f. 専門的判断を行うために専門家自らが文書を収集してはならず、また、審査手続の参加者と連絡をとることが専門的判断の公正を阻害するおそれがあるときは、審査手続の他の参加人と直接に連絡をとつてはならないこと。また、専門的判断を行う過程で知るところとなった情報をその他の人物に開示し、又は専門的判断の結果をその他の人物に知らせないこと。ただし、専門的判断の要請決定書に署名した人物に対して開示し、又は知らせるときは、この限りでない。
 - g. 複数の専門家の総合判断と異なる見解を有するときは、その見解を書面に附記すること。
 - h. 交通費その他費用の支払いを受けること。

3. 専門家が専門的判断を行うことを正当な理由なく拒絶し、若しくは虚偽の専門的判断を提出した場合、又は専門的判断を要請した機関により召喚がなされたにもかかわらず、正当な理由なく欠席した場合には、当該専門家は、法の定めるところに従って、責任を負うものとする。

4. 専門家が次の各号に掲げる事由に該当する場合、当該専門家は審査手続への参加を回避しなければならず、又は他の専門家に代えなければならないものとする。

- a. 第83条に掲げる事由のいずれかに該当するとき。
- b. 弁護人、証人又は通訳人として、同じ違反事件の審査手続に参加しているとき。
- c. 事件処理委員会の委員として、同じ違反事件の審査手続に参加しているとき。

第70条 通訳人

1. 通訳人とは、審査手続の参加人がベトナム語を使用することができない場合において、ベトナム語以外の言語をベトナム語に翻訳（又はベトナム語からベトナム語以外の言語に翻訳）する者をいう。通訳人は、関係当事者の同意に基づき、事件処理委員会により承認される、又は、事件処理委員会により指名される。

- 2. 通訳人は、次の各号に掲げる権利を有し、義務を負うものとする。
 - a. 事件処理委員会の召喚に応じて出頭すること。
 - b. 真正、客観的かつ正確に通訳すること
 - c. より正確な通訳を行うため、違反審査の担当官及び審査手続参加

人に内容の説明を求める。

- d. 通訳の真正、客觀性及び正確性に影響を及ぼすおそれがあるときは、他の審査手続参加人と連絡をとらないこと。
- e. 交通費その他費用の支払いを受けること。
- f. 通訳人としての権利及び義務を遂行することを、事件処理委員会に制約すること。

3. 通訳人が故意に虚偽の通訳をし、又は事件処理委員会からの召喚がなされたにもかかわらず、正当な理由なく欠席した場合は、法の定めるところに従って責任を負うものとする。

4. 次の各号に掲げる事由に該当する場合、当該通訳人は審査手続への参加を回避しなければならず、又は当該通訳人を代えなければならないものとする。

- a. 第 83 条に掲げる事由のいずれかに該当するとき。
- b. 弁護人、証人又は専門家として、同じ違反事件の審査手続に参加しているとき。
- c. 事件処理委員会の委員として、同じ違反事件の審査手続に参加しているとき。

5. 本条の規定は、聾啞者が審査手続の参加人である場合において、その意思表示するところを理解できる者に対しても適用があるものとする。

聾啞者が審査手続の参加人である場合において、その意思表示するところを理解できる者がその代理人又は親族のみであるときは、当該代理人又は親族は、事件処理委員会の承認を得て、これらの者の通訳となることができる。

第 71 条 違反事件に利害関係を有する者

- 1. 違反事件に利害関係を有する者は、申告人側又は審査対象者側に立ち、独立して法的請求を行い、又は審査手続に参加することができる。
- 2. 申告人側に立ち独立して法的請求を行い、若しくは審査手続に参加する利害関係人、又は権利のみを有する利害関係人は、第 66 条に規定した申告人の権利及び義務のみを有するものとする。
- 3. 審査対象者側に立ち審査手続に参加する利害関係人又は義務のみを有する利害関係人は、第 66 条に規定した審査対象者の権利及び義務のみを有するものとする。

第 72 条 専門家又は通訳人の除斥又は忌避の申立て

- 1. 審判の開始前における専門家又は通訳人の除斥又は忌避の申立ては、書面にその理由を明示して、その申立てを行わなければならない。
- 2. 審判の開始後に行われた専門家又は通訳人の除斥又は忌避の申立ては、審判記録にその旨を記載しなければならない。

第 73 条 専門家又は通訳人の交代の決定

- 1. 審判の開始前の専門家又は通訳人の交代は、競争評議会委員長がこれを決定する。
- 2. 審判の開始後における専門家又は通訳人の交代は、忌避の申立てをした者及び他の審査手続参加人の意見を聞いた後、事件処理委員会がこれを決定する。

専門家又は通訳人の交代が必要である場合、事件処理委員会は、審判の延長を決定する。除斥若しくは忌避がなされた専門家に代わる専門家の要請、又は除斥若しくは忌避がなされた通訳人に代わる通訳人の指名は、第 69 条及び第 70 条の規定に従って行われるものとする。

第 3 節 審査手続執行機関及び違反審査の担当官

第 74 条 審査手続執行機関

審査手続執行機関は、競争管理庁及び競争評議会とする。

第 75 条 違反審査の担当官

違反審査の担当官は、競争評議会の委員、競争管理庁長官、審査官及び審判書記官とする。

第 76 条 審査手続を執行する際の競争管理庁長官の職務権限

競争管理庁長官は、審査手続を執行する際、次の各項に掲げる職務権限を有するものとする。

1. 個別の違反事件を審査する審査官を指定すること。
2. 審査官の審査活動を査察すること。
3. 担当審査官が提出した根拠のない決定及び不法な決定の変更又は取消を行うこと。
4. 担当審査官の交代を決定すること。
5. 専門家からの意見聴取を決定すること。
6. 違反事件に係る書類が競争評議会へ送付されるまでに出された緊急差止措置の適用、変更又は取消しを行うこと。
7. 競争管理庁の管轄に属する違反事件について、予備的審査の開始若しくは打切りを決定し、又は正式審査を行うこと。
8. 審査手続の各段階において、関係当事者の要請に応じて証人を召喚すること。
9. 審査官より提出された違反事件の審査に係る決定書類に署名すること。
10. 違反事件が競争制限行為に該当するときは、当該違反事件に係る書類を競争評議会に送付すること。
11. 競争管理庁の管轄権限に属する不服申立て及び告発に関する審査を行うこと。

第 77 条 審査手続を執行する際の審査官の権限

審査手続を執行する審査官は、次の各項に掲げる権限を有するものとする。

1. 関係機関及び関係者に対して、違反事件に係る必要な情報及び文書の提供を求める。
2. 審査対象者に対して、違反事件に係る文書の提出及び説明を求めること。
3. 競争管理庁長官に対し、専門家からの意見聴取を勧告すること。
4. 競争管理庁長官に対し、競争法違反行為の緊急差止措置を勧告すること。

第 78 条 審査手続を執行する際の審査官の義務

審査手続を執行する担当査定官は、次の各項に掲げる義務を負うものとする。

1. 競争管理庁長官の審査決定書を審査対象者に手渡すこと。
2. 事業者の商業上の秘密を守ること。
3. 提出された文書を保管すること。
4. 競争管理庁長官の指示に従って違反事件を審査すること。
5. 違反事件の予備的審査又は正式審査の終了時に審査報告書を作成すること。
6. 職務権限の執行につき、競争管理庁及び法に対して責任を負うこと。

第 79 条 審査手続を執行する際の競争評議会委員長の職務権限

1. 第 54 条第 3 項の規定に基づき、事件処理委員会を設置すること。
2. 第 73 条第 1 項、第 83 条及び第 85 条第 1 項の規定に基づき、審判の開始前に、事件処理委員会の委員、審査官、専門家又は通訳人の変更を決定すること。
3. 第 85 条第 2 項の規定に基づき、審判の開始後に事件処理委員会の委員又は審査官の変更がなされるときは、代わりの事件処理委員会の委員又は審査官を指名すること。
4. 受領した違反事件に係る書類に関して緊急差止措置の適用、変更又は取消しを決定すること。

第 80 条 事件処理委員会

1. 事件処理委員会は、独立して違反事件を処理し、法にのみ拘束される。
2. 事件処理委員会の決定は、事件処理委員会の過半数の賛成でこれを決するものとする。可否同数のときは、審判長の決するところによる。

第 81 条 審査官の職務権限

審査官は、次の各項に掲げる職務権限を有するものとする。

1. 違反事件に係る書類の調査を行うこと。
2. 事件処理委員会の決定に基づいて、競争評議会委員長に対して緊急差止措置の適用、変更又は取消を行う旨の勧告書に署名すること、及び違反事件に係る書類を競争管理庁に返却する旨を決定し、再審査の要請又は違反事件の審査の打切りを決定すること。
3. 事件処理委員会の決定に基づいて、審判の開始決定書に署名すること。
4. 関係当事者の審査への召喚を決定すること。
5. 違反事件に係る決定及び事件処理委員会の行ったその他の決定に署名し、これを公表すること。
6. この法律の定める職務権限に従って、違反事件に係るその他の職務を行うこと。

第 82 条 審査官

1. 審査官は、次の各号に掲げる職務権限を有するものとする。

- a. 審判開始に先立ち審判に必要な専門的職務の準備を行うこと。
- b. 審判規則を告知すること。
- c. 審判に召喚された人物の出席又は欠席を事件処理委員会に報告すること。
- d. 審判記録を作成すること。
- e. 審判長の命じるその他の職務を執行すること。

2. 第 83 条の事由に該当する審査官は、当該違反事件の職務を回避しなければならず、又は当該審査官を代えなければならないものとする。

第 83 条 事件処理委員会委員、審査官、審査官の専門家又は通訳人の回避又は除斥

事件処理委員会委員、審査官、審査官の専門家又は通訳人は、次の各項に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その職務を回避し、又は除斥されなければならない。

1. 申告人又は審査対象者の親族であるとき。
2. 違反事件の利害関係人であるとき。
3. その他公正な職務執行をなしえないとと思われる明らかな理由があるとき。

第 84 条 事件処理委員会委員又は審査官の除斥又は忌避手続

1. 審判の開始前において、事件処理委員会委員又は審査官の除斥又は忌避の申立てを行なうときは、その理由を明示した書面でこれを行わなければならない。

2. 審判の開始後に、事件処理委員会委員又は審査官の除斥又は忌避の申立てが行われたときは、これを調書に記載しなければならない。

第 85 条 事件処理委員会委員又は審査官の変更決定

1. 審判の開始前における、事件処理委員会委員又は審査官の交代については、競争評議会委員長がこれを決定する。
2. 審判の開始後における、事件処理委員会委員又は審査官の交代については、忌避の申立て又は変更の申立てをした者の意見を聞いた後、事件処理委員会がこれを決定する。この決定の合議は、非公開とし、決定は、委員の多数決によりこれを決するものとする。

事件処理委員会委員又は審査官の交代が必要なときは、事件処理委員会は、審判の延長を決定する。交代が決定された事件処理委員会委員又は審査官の代わりに職務を行う委員又は審査官は、競争評議会委員長がこれを指名する。

第 4 節 違反事件の審査

第 86 条 予備的審査

違反事件の予備的審査は、次の場合に、競争管理庁長官の決定により行われる。

1. 競争管理庁が違反事件に係る書類を受理したとき。
2. この法律に基づき、競争管理庁が違反行為を発見したとき。

第 87 条 予備的審査の審査期間

1. 予備的審査の審査期間は、予備的審査の開始決定の発出された日から 30 日以内とする。
2. 違反事件の審査を担当する審査官は、本条第 1 項の審査期間内に、予備的審査を完了し、審査打切り又は正式審査開始に係る決定を行うよう競争管理庁長官に勧告しなければならない。

第88条 審査打切り又は正式審査開始の決定

競争管理庁長官は、予備的審査の結果及び審査官の勧告に基づいて、次のいずれかの決定を行う。

1. 予備的審査の審査結果によりこの法律に違反する行為が認められなかった場合は、審査打切りの決定
2. 予備的審査の審査結果によりこの法律に違反する行為が認められた場合は、正式審査開始の決定

第89条 正式審査の審査内容

1. 競争制限的協定、市場支配的地位の濫用若しくは独占的地位の濫用又は経済集中に関する案件について、次の各号に掲げる事項を審査する。

- a. 関連市場の画定
 - b. 審査対象者の関連市場における市場占拠率の確認
 - c. 違反行為に関する証拠の収集及び分析
2. 審査官は、不公正な競争行為に関する案件については、審査対象者が不公正な競争行為を行った、又は行っていると判断する根拠を明確にしなければならない。

第90条 正式審査の審査期間

正式審査の審査期間は、次の通りとする。

1. 不公正な競争行為に関する案件についての正式審査の期間は、審査開始決定がなされた日から 90 日以内とする。必要がある場合、競争管理庁長官は、この期間を最長 60 日間延長することができる。
2. 競争制限的協定、市場支配的地位の濫用若しくは独占的地位の濫用、又は経済集中に係る正式審査の期間は、正式審査の開始決定がなされた日から 180 日以内とする。必要がある場合、競争管理庁長官は、期間を最長 60 日間、2 回まで延長することができる。

3. 審査期間が延長される場合、審査官は、審査期間の延長について審査期間が終了する 7 営業日前までに、すべての関係当事者に通知しなければならない。

第91条 調書

1. 審査官は、審査を行うにあたり、審査を行った年月日及び場所、担当審査官の氏名、審査対象者の氏名並びに審査の内容及び審査対象者の申立て、又は請求を明確に記載した調書を作成しなければならない。

2. 作成した調書は、審査官が審査対象者に対してこれを読み上げ、その後、審査官及び審査対象者が、調書に署名するものとする。

3. 審査対象者が調書に署名することを拒絶したときは、担当調査官は、審査対象者が署名を拒絶したこと及びその理由を調書に記載しなければならない。

第92条 審査手続における証人の召喚要請

1. 審査手続において、関係当事者は、証人を召喚するよう競争管理庁に要請することができる。証人の召喚を要請する者は、その理由を競争管理庁に表明しなければならない。

2. 競争管理庁からの証人に対する召喚状には、召喚される者の住所、氏名、証言を行う日時及び場所並びに当該事件の当事者及び内容のすべてを明記しなければならない。

3. 審査官は、証人の証言を調書に記載しなければならない。作成した調書は、審査官が証人に対してこれを読み上げ、その後、審査官及び証人が、調書に署名するものとする。

第93条 審査報告書

1. 競争管理庁長官は、正式審査終了後、審査報告書及び競争制限的行為に係る当該違反事件に係る書類のすべてを競争評議会に送付しなければならない。

2. 正式審査報告書には、次の各号に掲げる項目を記載しなければならない。

- a. 違反行為の概要
- b. 違反行為の状況及び証拠
- c. 違反行為に対する措置案

第94条 犯罪行為を含む違反事件に係る書類の送付

審査において違反事件が犯罪行為の兆候を示すことが発見されたときは、審査官は、速やかに、検討の上犯罪事件の公訴提起に係る管轄政府機関に関係書類を送付するよう競争管理庁長官に勧告しなければならない。

第95条 犯罪行為の公訴提起が行われなかつた場合の関係書類の返還

犯罪事件の公訴提起を行う管轄政府機関が刑事訴訟法典に基づいて犯罪事件の公訴提起を行う根拠がないと判断したときは、当該管轄政府機関は、この法律の手続に従つて引き続き審査手続を行わせるため、競争管理庁に関係書類を返還しなければならない。90 条に規定した審査期間は、関係書類が返還された日から起算するものとする。

第96条 再審査及び再審査の期間

1. 審査官は、事件処理委員会から書面により再審査の要請がなされたときは、違反事件の再審査を行わなければならない。

2. 再審査の期間は、事件処理委員会より書面で再審査の要請がなされた日から 60 日以内とする。

第97条 審査手続への協力責任及び支援責任

地方行政組織、警察機関その他の機関及び組織は、競争管理庁長官の要請に基づき、審査手続に協力し、かつ、これを支援しなければならない。

第5節 審判

第98条 違反事件の審判

競争評議会に事件処理に係る権限のある違反事件については、競争評議会が審判を通じて、検討及び処理を行う。

第99条 審判開始の手続

1. 競争評議会委員長は、審査報告書及び違反事件に係る文書のすべてを受け取ったときは、事件処理委員会の設置を決定しなければならない。

2. 事件処理委員会は、違反事件に係る文書を受領した後 30 日以内に、次の各号のいずれかを決定しなければならない。

- a. 審判を開始すること。
- b. 再審査のため、当該違反事件に係る文書を返送すること。
- c. 違反事件の審査を打ち切ること。

3. 事件処理委員会は、審判の開始決定が発出された後 15 日以内に、審判を開始しなければならない。

4. 再審査のため違反事件に係る文書を返送した場合において、15 日以内に当該違反事件に係る文書が再送付されたときは、事件処理委員会は、本条第 2 項に定めるいずれかの決定を行わなければならない。

第 100 条 再審査のための違反事件に係る文書の返送

収集された証拠により、この法律の違反行為の存否を十分に立証することができないときは、事件処理委員会は、再審査のため違反事件に係る文書の返却を決定しなければならない。

第 101 条 競争評議会の所掌に属する違反事件の審査の打切り

1. 事件処理委員会は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、競争評議会の所掌に属する違反事件の審査の打切りを決定しなければならない。

- a. この法律の違反を証明する十分な証拠がなく、競争管理庁長官が審査の打切りを勧告した場合において、事件処理委員会が当該勧告を正当なものと判断した場合
- b. 審査対象者が自発的に違反行為を中止し、又は違反行為の結果を是正する措置をとった場合において、申告人が自発的に申告を撤回した場合
- c. 第 65 条第 2 項に基づいて審査が行われた違反事件において、審査対象者が自発的に違反行為を中止し、又は違反行為の結果を是正する措置をとった場合において、競争管理庁長官が違反事件の審査の打切りを勧告したとき。

2. 違反事件に係る審査の打切りが決定されたときは、審査打切り決定書を審査対象者、申告人（申告人がいる場合）及び競争管理庁に交付しなければならない。

第 102 条 審判開始決定

1. 審判開始の決定は、審判開始期日の 10 日前までに、審判開始決定書に記載された当事者に手渡されなければならない。

2. 審判開始決定書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- a. 審査対象者
- b. 申告人又は競争管理庁（第 65 条第 2 項の規定に基づいて審査が行われた場合）
- c. 違反行為に対するこの法律の適用条項
- d. 審判の開始期日及び審判の場所
- e. 審判の公開又は非公開
- f. 事件処理委員会を構成する委員の氏名
- g. 違反事件を担当した審査官の氏名及び審判書記官の氏名
- h. 弁護人の氏名
- i. 通訳人の氏名
- j. 証人の氏名
- k. 専門家の氏名
- l. 利害関係人の氏名

第 103 審判に出頭しなければならない人物の召喚

事件処理委員会は、審判開始決定に基づき、審判開始期日の 10 日前までに、審判に出頭しなければならない人物に召喚状を送付する。

第 104 条 審判

1. 審判は、これを公開するものとする。ただし、審判の内容が国家機密又は商業上の秘密に係るときは、審判はこれを非公開とする。

2. 審判へ参加するのは、次の者とする。

- a. 事件処理委員会委員及び審判書記官
- b. 審査対象者
- c. 申告人
- d. 弁護人
- e. 違反事件を担当した審査官
- f. 審判開始決定書に記載されたその他の人物

3. 審判の参加人による意見陳述及び口頭弁論が行われた後、事件処理委員会は協議を行い、無記名投票による多数決によって、決定を行う。

第 6 節 違反事件の処分決定の効力

第 105 条 違反事件の処分決定書

1. 違反事件の処分決定書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- a. 違反事件の概要
- b. 違反事件の分析
- c. 違反事件に対する措置

2. 審判長は、処分決定書に署名しなければならない。

3. 処分決定書は、審判長による署名の日から 7 営業日以内に、関係当事者に送付されなければならない。

第 106 条 違反事件の処分決定の効力

違反事件の処分決定は、審判長による処分決定書への署名の日から 30 日後にその効力を生じる。ただし、この期間内に、第 107 条に規定する不服申立てが行われたときは、この限りでない。

第 7 節 違反事件の処分決定の発効前の不服申立て

第 107 条 違反事件の処分決定に対する不服申立て

- 1. 事件処理委員会の処分決定の一部又はすべてに異議のある関係当事者は、競争評議会に不服申立てをすることができる。
- 2. 競争管理庁長官の処分決定の一部又はすべてに不服のある関係当事者は、商業大臣に不服申立てをすることができる。

第 108 条 違反事件の処分決定に対する不服申立書

1. 違反事件の処分決定に対する不服申立書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- a. 不服申立ての年月日
- b. 申立人の氏名及び住所
- c. 不服申立てに係る処分決定の番号及び処分決定が出された日付
- d. 不服申立ての理由及び趣旨
- e. 不服申立てを行う者の署名及び（ある場合には）押印

2. 不服申立書は、不服申立てに係る処分決定を行った機関に宛てて送付されなければならない。不服申立ての根拠及び適法性を証明する補足証拠があるときは、不服申立書とともに当該証拠も送付するものとする。

第 109 条 不服申立書の受理

違反事件の処分決定を行った機関は、不服申立書の受領後 5 営業日以内に、当該不服申立書が第 108 条に従って有効に作成されたものであるか否かを確認しなければならない。

第 110 条 違反事件の処分決定に対する不服申立ての効力

1. 違反事件の処分決定のうち不服申立てがなされた部分の執行は、停止される。

2. 違反事件の処分決定に対する不服申立て書を受理した機関は、不服申立て書の受領後 15 日以内に、第 107 条の規定に従って競争評議会又は商業大臣に対し、違反事件に係るすべての文書及び不服申立て書に対する意見書を送付しなければならない。

第 111 条 不服申立ての審理期間

競争評議会又は商業大臣は、不服申立て書の受領後 30 日以内に、管轄権限に基づく不服申立てを審理しなければならない。複雑な事案の場合は、審理期間を最長 30 日延長することができる。

第 112 条 事件処理委員会の処分決定に対して不服申立てが行われた場合における競争評議会の権限

事件処理委員会の行った違反事件に係る処分決定に対し不服申立てが行われたときは、競争評議会は、次の各項を行う権限を有するものとする。

1. 不服申立てに十分な根拠がないと思われる場合は、当該処分決定を維持すること。

2. 処分決定が違法であるときは、当該決定の一部又はすべてを修正すること。

3. 次の各号に掲げる事由に該当するときは、再審判を行うため、処分決定を取消し、違反事件に係る書類を事件処理委員会に送付すること。

a. 証拠の収集及び確認が不十分であるとき。

b. 事件処理委員会の構成がこの法律の規定に違反しているとき、又は審査手続にその他の重大な違反があったとき。

第 113 条 競争管理庁の処分決定に対して不服申立てが行われた場合における商業大臣の権限

競争管理庁の違反事件に係る処分決定に対して不服申立てが行われたときは、商業大臣は、第 112 条第 1 項及び第 2 項に規定された権限を有し、違反事件に係る処分決定を取消し、及び証拠の収集及び証明が十分に行われていない場合には、この法律に規定された手続に従って違反事件の再審査を競争管理庁に要求できるものとする。

第 114 条 不服申立てに対する決定の効力

違反事件に係る不服申立てに対する決定は、当該決定書類に署名がなされたときから効力を生じる。

第 115 条 不服申立てに係る決定に対する訴訟の提起

1. 違反行為に係る不服申立てに対する決定に異議があるときは、関係当事者は、管轄地又は中央官庁が属する市の人民裁判所に対して当該決定の内容の一部又はすべてに関して行政訴訟を提起することができる。

2. 裁判所が本条第 1 項に従って不服申立ての決定に対する訴状を受理したときは、商業大臣及び競争評議会委員長は、裁判所からの要請を受けたときから 10 営業日以内に、当該裁判所に当該違反事件に係る文書を送付するよう指示しなければならない。

第 116 条 不服申立ての決定に対する行政訴訟の効力

違反行為に対する処分のうち裁判所に訴訟提起がなされなかつた部分については、引き続きその執行がなされるものとする。

第 8 節 競争法令違反行為に対する処分

第 117 条 競争法令違反行為に対する制裁措置及び是正措置

1. 競争法令に違反する行為に関して、当該競争法令違反行為を行った企業及び個人は、次の各号に掲げる制裁措置のいずれかを受けるものとする。

a. 警告

b. 制裁金の賦課

2. 競争法令に違反した企業及び個人に対しては、違反の性質及び重大性を勘査して、次の各号に掲げるいずれかの追加制裁を課すことができる。

a. 事業登録の抹消、ライセンス及び事業免許の取消し

b. 違反行為に係る証拠及び設備等の押収

3. 本条第 1 項及び第 2 項に記載した制裁措置に加え、競争法令に違反した企業又は個人に対しては、次の各号に掲げる是正措置の 1 又は複数を適用することができる。

a. 市場支配的地位を濫用した事業者を再編成すること。

b. 吸収合併若しくは新設合併を行った事業者を分割すること、又は買収した事業を売却すること。

c. 製品回収等の是正措置をとること。

d. 契約及び取引における違法条項を削除すること。

e. 違反行為による競争制限的効果を排除するためその他の必要措置をとること。

競争法令に違反した企業又は個人が、国の利益、又はその他の企業若しくは個人の権利及び利益に損害を発生させたときは、当該企業又は個人は、次の規定に基づいてこれらの損害を賠償しなければならない。

第 118 条 競争法令違反行為に対する制裁金の額

1. 競争制限的協定、市場支配的地位の濫用、独占的地位の濫用行為又は経済集中に該当する違反行為が行われたときは、制裁措置の決定権限を有する機関は、当該違反行為を行った企業体又は個人に対し、違反行為が行われた年度の前会計年度の総売上高の 10 パーセント以下の制裁金を課すことができる。

2. 不公正な競争行為に該当する行為その他の違反行為（本条第 1 項に規定した行為を除く）が行われたときは、制裁措置の決定権限を有する機関は、行政罰について定める法令又はその関連法令に基づいて、制裁金を課すことができる。

3. この法律の違反行為に課されるべき制裁金の額については、政府が定めるものとする。

第 119 条 競争法令違反に対する制裁に係る権限

1. 事件処理委員会及び競争評議会は、次の各号に掲げる権限を有するものとする。

a. 警告を行うこと

b. 第 118 条第 1 項に基づく制裁金を課すこと

c. 競争法令違反行為に係る証拠及び設備等の押収を行うこと

d. 第 117 条第 3 項第 c 号、第 d 号及び第 e 号の措置を適用すること

e. 事業登録の抹消、ライセンス及び事業免許の取消しを管轄政府当局に要請すること

f. 第 117 条第 3 項第 a 号及び第 b 号の措置をとるよう管轄政府当局に要請すること

2. 競争管理庁は、第 117 条第 1 項第 a 号、同条第 2 項第 b 号、同条第 3 項第 c 号及び第 118 条第 2 項の措置を適用することができる。

3. 制裁に係る権限を有するその他の機関は、行政罰について定める法律に基づいて、知的財産権に関する不公平な競争行為に対する制裁を行うものとする。

第 120 条 競争法令に違反した政府職員及び従業員の取扱い
競争法令に違反した政府職員及び従業員に対しては、違反行為の性質及び重大性に照らし、懲戒処分又は刑事責任についての取調べが行われるものとする。政府職員及び従業員の違反行為により損害が発生したときは、違反行為を行った政府職員及び従業員は、法の定めるところに従って、その損害賠償をしなければならない。

第 121 条 違反行為に対する処分の執行

1. 違反行為の処分決定が発出された日から 30 日が経過することにより処分決定の効力が発効したにもかかわらず、当該処分決定に服すべき当事者がこれに従わず、かつ、本章第 7 節の規定に基づく処分決定取消しの訴えを提起しないときは、処分決定の執行により利益を受ける当事者は、執行権限を有する管轄政府当局に対して、当該管轄当局の役割、職務権限の範囲において処分決定の執行を書面により申立てることができる。

2. 違反事件の処分決定が当事者の財産に係るときは、処分決定の執行により利益を受ける当事者は、処分決定に服すべき当事者の本社若しくは住所の所在する省若しくは中央管轄市の民事裁判執行機関、又は処分決定の執行の対象となる財産の存在する省又は中央管轄市の民事裁判執行機関に民事執行手続を申立てることができる。

**第 6 章
実施規定**

第 122 条 施行期日

この法律は、2005 年 7 月 1 日から施行する。

第 123 条 施行規則

政府及び最高人民裁判所は、この法律の施行細則を定めるものとする。

この法律は、2004 年 12 月 3 日、第 11 期第 6 回ベトナム社会主義共和国国会で可決された。

国会議長
グエン・ヴァン・アン

法律の施行に関する 2004 年 12 月 14 日第 24/2004/L-CTN 号命令

ベトナム社会主義共和国大統領

1992 年ベトナム社会主義共和国憲法第 103 条及び第 106 条（2001 年 12 月 25 日第 10 期第 10 回国会決議第 51/2001/QH10 号により修正及び追加）、国会組織法第 91 条及び法律文書の公布に関する法律第 50 条に基づく法律